

所管部課		子ども未来部 子ども家庭支援センター		部長		志村 明子	
件 名		東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を					
		改正する訓令について		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 こども家庭庁支援局長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」（以下「国要綱」）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 (1) 主な改正点 ア 対象者要件について、「児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること」を「東大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づくプログラムの策定等の支援を受けていること」へ改める。 イ アの改正に伴う、提出書類の変更。 (2) 施行日 市長決裁日から施行する。 (3) 影響及び効果 国要綱の一部改正に沿った要綱となり、適切な運用が図れる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等） ①目的： 高等学校卒程度認定試験の対象講座に要する受講費用の一部を支給することで、効果的に学び直しを支援し、対象者の自立や生活の安定を図る。 ②対象者： 市内に住所を有し高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその扶養する児童 ※当該改正に伴い影響が生じる相談者はいないため、施行日を市長決裁日とする。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。